平成30年度 HACCP 取組状況について

平成30年6月13日公布 食品衛生法等の一部を改正する法律

全ての食品等事業者へ HACCP に沿った衛生管理が求められる

○事業者が積極的に取り組めるよう普及啓発

- ・リーフレット(施設監視時等配布(別添))、ホームページを利用した啓発
- ・業種毎の組合の講習会を活用した講習会(菓子工業組合、蒲鉾組合、食肉生活衛生組合)

○事業者の HACCP 導入の支援実施

- ・HACCP に基づく衛生管理に関する講習会 7月及び10月開催 計110名参加 演習方式:製造工程→危害分析→重要管理点
 - ➡参加者に対する支援等 43施設実施 (自社製品に対してのプランニングの助言)
- ・HACCP の考え方を取り入れた衛生管理に関する講習会 60回実施 計 2,570名参加 演習方式:手引書を活用(漬物製造業)、手引書が示されていない業種→製造食品危害分析 →参加者に対する支援等 28施設実施

(市場魚介類販売者 品質管理マニュアル作成助言及び振り返り)

(食品検査にて「要注意」判定後の危害分析、記録)

・H28年度地域連携 HACCP 導入実証事業参加へのフォロー 漬物製造業者 (6月実施)

○飲食店における HACCP 導入の支援の実施

モデル事業4社(食堂、弁当屋)

○飲食店における HACCP 普及啓発(食品衛生協会員への普及)

食品衛生協会と協力し講習会を実施(食品衛生指導員に対する講習会: 内野、豊栄等5支部)「小規模な一般飲食店事業者向けの HACCP の考え方に基づく衛生管理の手引書(日本食品衛生協会)」の活用

(アンケート結果)

講習会前	講習会後
手間がかかる	多くの業種に対応したテキスト等がほしい。
難しいと考えてしまう	施設の改修が必要とは考えなくなった。
大事とは思うけど、やっかい事が増えると思う	1回2回聞いただけではなかなか理解できな
	い。何度か聞きたい
専門知識が必要だ	繰り返し講習会があれば徐々に理解が可能

○HACCP 導入施設数(コーデックス HACCP 7 原則に基づく衛生管理を実施)

58施設(H29年度より 6施設 増)